

○富山市都市公園条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第220号

改正 平成17年9月30日富山市規則第320号

平成26年3月31日富山市規則第35号

令和元年6月28日富山市規則第9号

令和元年7月31日富山市規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市都市公園条例(平成17年富山市条例第234号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第2条 条例第2条第2項に規定する申請書は、行為許可申請書(様式第1号)によるものとする。

2 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項及び第6条第2項に規定する申請書は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公園施設の設置の許可申請 公園施設設置許可申請書(様式第2号)
- (2) 公園施設の管理の許可申請 公園施設管理許可申請書(様式第3号)
- (3) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用する許可申請 公園占用許可申請書(様式第4号)

3 前2項の申請に係る許可を受けたものが、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに許可事項変更許可申請書(様式第5号)を市長(条例第1条の7に規定する指定管理者管理施設(以下単に「指定管理者管理施設」という。))における第1項の申請に係る許可を受けた事項を変更しようとする場合にあつては、同条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(申請書の提出期限)

第3条 前条第1項及び第2項に規定する申請書の提出期限は、次のとおりと

する。

(1) 行為許可申請書 行為開始30日前から3日前まで(市長(指定管理者管理施設にあっては、指定管理者。第6条第1号において同じ。)が相当の理由があり、かつ、公園の管理上支障がないと認める場合にあっては、行為開始3日前)

(2) 公園施設設置許可申請書及び公園施設管理許可申請書 設置又は管理開始30日前

(3) 公園占用許可申請書 工事着手15日前(城址公園の場合にあっては30日前)

2 前項の規定にかかわらず、市長(指定管理者管理施設における前条第1項の申請にあっては、指定管理者。次条において同じ。)においてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する期間以後においても受理することができる。

(許可書の交付)

第4条 市長は、第2条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る許可又は不許可を決定し、別に定める許可書又は不許可の旨の書面を申請者に交付するものとする。ただし、前条に規定する提出期限前の申請に対してはその決定を留保することができる。

(許可書の掲示及び提示)

第5条 法第5条第1項の許可を受けた者は、当該公園施設の見やすい場所にその許可書を掲示しておかなければならない。

2 法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、市長の命じた職員が要求したときは、その許可書を提示しなければならない。

3 前項の規定は、条例第2条第1項及び第3項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「法第6条第1項及び第3項」とあるのは「条例第2条第1項及び第3項」と、「市長の命じた職員」とあるのは「市長の命じた職員(指定管理者管理施設にあっては、指定管理者の命じた者)」と読み替えるものとする。

4 条例の別表第3項第10号に係る占用の許可を受けた者は、当該占用現場の見やすい場所に公園占用許可済の表示（様式第6号）をしなければならない。

（行為の禁止）

第6条 条例第4条第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公園内で犬の訓練その他畜類を放すこと。ただし、市長が特に必要があると認める場合を除く。
- (2) 前号に定めるもののほか、公園の管理又は利用に支障がある行為をすること。

（使用料及び占用料の徴収方法）

第7条 条例第9条第1項に規定する使用料又は占用料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 市長は、当該使用料又は占用料の徴収に係る公園の使用又は占用等（以下「公園の使用」という。）の期間が6月を超える場合においては、次の各号に掲げる公園の使用期間の区分により、第1期の分は許可の際に、第2期以降の分は当該各号に掲げる期間の始めに当該使用料又は占用料を徴収することができる。

- (1) 4月から9月まで
- (2) 10月から3月まで

（使用料等の還付）

第8条 条例第9条第5項ただし書の規定により、同項に規定する使用料等（以下「使用料等」という。）の全部又は一部の還付を受けようとするものは、使用料等還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第9条 条例第10条に規定する使用料等の減免を受けることのできる者は、公共的団体等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定する公共的団体等をいう。）及び市長が特に必要と認めるもので、公益的目的をもって公園の使用をなす場合でなければならない。

- 2 使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（公示及び閲覧の場所）

第10条 条例第15条第1項第1号の規則で定める場所は、富山市公告式条例（平成17年富山市条例第29号）第2条第2項に規定する掲示場とする。

- 2 条例第15条第2項の規則で定める場所は、富山市建設部公園緑地課とする。

（届書）

第11条 条例第19条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第19条第1号の規定による届出 工事着手（完了）届（様式第9号）
- (2) 条例第19条第2号の規定による届出 公園施設設置（施設管理・占用）休止・廃止届（様式第10号）
- (3) 条例第19条第3号の規定による届出 原状回復届（様式第11号）

（身分証明書）

第12条 第5条第2項（同条第3項で準用する場合を含む。）の規定により市長の命じた職員は、職務につくときはその身分を示す身分証明書（様式第12号）を携帯し、関係者の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 第5条第3項において準用する同条第2項に規定する指定管理者の命じた者に係る身分の証明は、前項の規定の例による。

（細則）

第13条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市都市公園条例施行規則

(昭和46年富山市規則第14号)、大沢野町都市公園条例施行規則(昭和63年大沢野町規則第11号)、大山町都市公園条例施行規則(昭和55年大山町規則第2号)、八尾町都市公園条例施行規則(昭和62年八尾町規則第284号)又は婦中町都市公園使用規則(昭和60年婦中町規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月30日富山市規則第320号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日富山市規則第35号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日富山市規則第9号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第1条中富山市都市公園条例施行規則第2条第3項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月31日富山市規則第21号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名

団体名

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 行 為 する 公 園 名	公 園
2 行 為 の 場 所	
3 行 為 の 目 的 及 び 内 容	
4 行 為 の 期 間	年 月 日から 時 分から 年 月 日まで 時 分まで
5 参 加 (及 び 観 覧 見 込) 人 員	参加人員 人 観覧見込人員 人
6 ※ 使 用 料	円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：行為の場所の見取り図詳細に記入してください。

様式第2号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名

㊦

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	施設を設置する公園名	公 園
2	設置場所及び面積	m <sup>2</sup>
3	施設の種類及び数量	
4	施設の設置目的	
5	施設の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	施設の構造	
7	施設の管理方法	
8	設置及び管理に要する資金計画	
9	設置工事の実施方法	
10	施設の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
11	公園の復旧方法	
12	※ 使 用 料	1月につき 円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：位置図、見取図、設計図、仕様書など

様式第3号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名

㊦

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 施設のある公園名	公 園
2 施設の設置場所及び面積	m <sup>2</sup>
3 施設の種類及び数量	
4 管 理 の 目 的	
5 管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6 管 理 の 方 法	
7 管理に要する資金計画	
8 ※ 使 用 料	1月につき 円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：位置図、見取図など



様式第4号(第2条関係)

公園占用許可申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名

㊟

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 公園の名称	公園
2 占用の場所及び面積	m <sup>2</sup>
3 占用物件の種類構造及び数量	
4 占用の目的	
5 占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 管理の方法	
7 工事实施の方法	
8 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
9 公園の復旧方法	
10 ※ 占 用 料	1月につき 円 1日につき 円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：位置図、見取図、設計図、仕様書など

様式第5号(第2条関係)

許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る公園の名称	公 園
3 変更しようとする許可事項	
4 許可事項の内容	
5 変更しようとする内容	
6 変更しようとする理由	

様式第6号(第5条関係)

← 35cm以上 →

↑ 25cm以上 ↓	公園占用許可済	
	許可年月日番号	年 月 日 第 号
	許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名	
	占 用 の 目 的	
	占 用 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

様式第7号(第8条関係)

使用料等還付申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名 ㊦

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る公園の名称	公 園
3 許 可 事 項	
4 納入した使用料等	円
5 還付申請の理由	
6 ※ 還 付 金 額	円

注：※印欄は記入しないでください。

様式第8号(第9条関係)

使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名

印

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る公園の名称	公 園
3 許 可 事 項	
4 使 用 料 等	円
5 使用する駐車場名	駐 車 場
6 車 両 番 号	
7 減 免 申 請 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
8 減 免 申 請 理 由	
9 ※ 減 免 す る 額	円

注1 富山市都市公園条例別表第2に掲げる駐車場の使用料に係る減免の申請（以下「駐車場使用料減免申請」という。）の場合は、5から8までの欄に記入してください。駐車場使用料減免申請以外の場合は、5から7までの欄については、記入する必要はありません。

2 ※印欄は記入しないでください。

様式第9号(第11条関係)

工 事 着 手 届  
完 了

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名 ㊦

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る公園の名称	公 園
3 公園施設又は占用物件の名称	
4 設 置 期 間 占 用	年 月 日から 年 月 日まで
5 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
6 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

様式第10号(第11条関係)

公園 施設の設置  
施設の管理  
占 用 休止  
廃止 届

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名 ㊦

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る公園の名称	公 園
3 公園施設又は占用物件の名称	
4 休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 廃 止 の 期 日	年 月 日
6 休 止 の 理 由 廃 止	

様式第11号(第11条関係)

原 状 回 復 届

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る公園の名称	公 園
3 公園施設又は占用物件の名称	
4 公園の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 原状回復年月日	年 月 日



様式第12号(第12条関係)

(表)  
身 分 証 明 書

第 号

職 氏 名

上記の者は、富山市都市公園条例施行規則第5条第2項(同条第3項で準用する場合を含む。)による職務を命じた職員である。

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

富山市長

(裏)

富山市都市公園条例施行規則抜萃

(許可書の掲示及び提示)

第5条

2 法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、市長の命じた職員が要求したときは、その許可書を提示しなければならない。

3 前項の規定は、条例第2条第1項及び第3項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「法第6条第1項及び第3項」とあるのは「条例第2条第1項及び第3項」と、「市長の命じた職員」とあるのは「市長の命じた職員(指定管理者管理施設にあっては、指定管理者の命じた者)」と読み替えるものとする。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 2 条関係)

様式第 5 号 (第 2 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 2 号 (第 1 2 条関係)

○富山市猿倉山森林公園条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第188号

改正 平成17年9月30日富山市規則第312号

平成26年9月29日富山市規則第66号

令和元年5月27日富山市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市猿倉山森林公園条例（平成17年富山市条例第211号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者は、富山市猿倉山森林公園使用承認申請書を条例第3条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、施設の使用を承認したときは、富山市猿倉山森林公園使用承認書を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第6条第1項の規定により施設の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(附属設備の使用料)

第6条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めると

ころによる。

(1) 条例第9条第1号に該当するとき。 全額

(2) 条例第9条第2号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市猿倉山森林公園使用料還付申請書に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(端数計算)

第8条 前条第1項の規定による使用料の還付の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(損傷又は滅失の届出)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、富山市猿倉山森林公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日富山市規則第312号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日富山市規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月27日富山市規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

種別	単位	1回の使用料(円)
テント	1日につき	450

○富山市スポーツ施設条例施行規則

平成20年3月31日

富山市規則第37号

改正 平成21年3月31日富山市規則第35号

平成22年3月31日富山市規則第38号

平成22年9月30日富山市規則第67号

平成23年3月31日富山市規則第44号

平成24年3月29日富山市規則第16号

平成24年12月28日富山市規則第71号

平成25年3月29日富山市規則第72号

平成26年4月15日富山市規則第46号

平成27年3月3日富山市規則第8号

平成28年3月31日富山市規則第44号

平成28年7月7日富山市規則第88号

平成29年3月30日富山市規則第25号

平成29年10月5日富山市規則第63号

平成30年2月28日富山市規則第4号

平成30年3月28日富山市規則第19号

平成30年9月28日富山市規則第71号

平成31年3月29日富山市規則第38号

令和元年9月30日富山市規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市スポーツ施設条例（平成17年富山市条例第286号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(北部プールの使用)

第2条 北部プールは、専ら水球、競泳及びアーティスティックスイミングの競技力向上に資するための使用に供するものとする。

(使用承認の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により条例第2条に規定するスポーツ施設(以下単に「スポーツ施設」という。)の使用承認を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用承認申請書(様式第1号)を条例第2条の2に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)(条例第2条の2に規定する指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあっては、市長。次項ただし書及び第3項、第4条、第6条、第7条、第14条並びに第15条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下この項において同じ。)の属する月前2月の初日から当該使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、スポーツ施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、練習等のため個人でスポーツ施設を使用しようとするときは、使用の際に指定管理者に口頭で申し出ることができる。

(使用の承認)

第4条 指定管理者は、スポーツ施設の使用を承認したときは、大会等又は団体の使用にあっては富山市スポーツ施設使用承認書(様式第2号)を交付し、個人の使用にあっては使用券(様式第3号)を交付するものとする。ただし、個人の回数券(様式第4号)による使用の場合は、提示された回数券に使用日時を記載することにより、年間(1月、2月、6月)使用券(様式第5号。以下「年間使用券」という。)による使用の場合は提示された年間使用券を確認することにより、この手続に代えるものとする。

(スポーツ施設使用カード)

第5条 スポーツ施設使用カード(様式第6号)によりスポーツ施設を使用する者は、使用料の納付に代えて当該スポーツ施設使用カードにより精算するものとする。

(使用承認事項の変更)

第6条 スポーツ施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに第4条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用の承認の取消し）

第7条 条例第6条第1項の規定によりスポーツ施設の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

（附属設備の使用料）

第8条 条例別表第2の1の(1)の表備考6及び(2)の表備考5、2の(1)の表備考2及び(2)の表備考3、3の(1)の表備考3及び(2)の表備考3、4の(1)イの表備考4及び(2)の表備考3、11の(1)の表備考3及び(2)の表備考5、12の表備考2、13の(1)の表備考及び(2)の表備考2、14の表、15の(1)の表備考及び(2)の表備考3、16の(1)の表備考4及び(2)の表備考2、17の(1)の表備考及び(2)の表備考3、20の(1)の表備考4及び(2)の表備考3、21の(1)の表備考4及び(2)の表備考3、23の表備考2、25の(2)の表備考、26の(1)の表備考4、27の(2)の表備考3並びに28の表備考並びに条例別表第3の2の(1)の表備考2及び(2)の表備考2の附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

（使用料等の減免）

第9条 条例第8条の規定による使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の減免の額は、別表第2に定めるところによる。

- 2 使用料等の減免を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用料等減免申請書（様式第7号）を市長（条例第2条の表56の項及び57の項に掲げるスポーツ施設にあっては、指定管理者。以下この項及び次条第2項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料等の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第9条第1項第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第9条第1項第2号に該当するとき。 次に定める額
  - ア 使用期日の30日前までに使用の取消しを申し出たとき。 全額
  - イ 使用期日の29日前から10日前までに使用の取消しを申し出たとき。  
70パーセント相当額

(3) 条例第9条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料等の還付を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用料等還付申請書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（端数計算）

第11条 第9条第1項及び前条第1項の規定による使用料等の減免及び還付の額の端数計算については、条例第7条第1項後段の規定の例による。

（冷暖房期間）

第12条 総合体育館、市民球場、市民プール及び屋内競技場の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

（使用者等の遵守事項）

第13条 使用者（第2号から第6号までにおいて入館者を含む。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用施設の所定人員を超えないこと。
- (2) 許可なく物品の販売又は寄附金の募集をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (5) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上必要な指示に従うこと。

（損傷及び滅失の届出）



第14条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(年間使用券の再交付)

第15条 年間使用券の交付を受けた者は、年間使用券を破損し、汚損し、又は紛失したときは、スポーツ施設年間使用券再交付申請書(様式第9号)により指定管理者に申請し、その再交付を受けなければならない。

(細則)

第16条 この規則で定めるもののほか、スポーツ施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(富山市スポーツ施設使用料の徴収等に関する規則の廃止)

2 富山市スポーツ施設使用料の徴収等に関する規則(平成17年富山市規則第244号)は、廃止する。

附 則(平成21年3月31日富山市規則第35号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日富山市規則第38号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日富山市規則第67号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日富山市規則第44号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日富山市規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日富山市規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日富山市規則第72号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び別表第2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月15日富山市規則第46号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日富山市規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日富山市規則第44号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日富山市規則第88号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日富山市規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月5日富山市規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月28日富山市規則第4号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日富山市規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（富山市婦中パークゴルフ広場条例施行規則の廃止）

2 富山市婦中パークゴルフ広場条例施行規則（平成17年富山市規則第296号）は、廃止する。

附 則（平成30年9月28日富山市規則第71号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第1の5市民プールの項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日富山市規則第38号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 3 0 日富山市規則第 4 2 号）

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

1 総合体育館

種別			単位	1 回の使用料（円）	超過時間 1 時間につき（円）
照明設備	第 1 アリーナ	全面	1, 5 0 0 ルクス	4, 4 0 0	2, 2 0 0
			1, 0 0 0 ルクス	2, 2 0 0	1, 1 0 0
			7 5 0 ルクス	1, 1 0 0	5 5 0
		スポットライト	1 本	3, 3 0 0	1, 6 5 0
		ピンスポットライト	1 台	3, 3 0 0	1, 6 5 0
	第 2 アリーナ	全面	全灯	5 5 0	2 8 0
	体操練習場	全面	全灯	5 5 0	2 8 0
放送設備	第 1 アリーナ	放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1 式	1, 1 0 0	5 5 0
		特殊音響調整装置	1 式	3, 3 0 0	1, 6 5 0
	第 2 アリーナ	放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1 式	1, 1 0 0	5 5 0
	研修室	放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1 式	5 5 0	2 8 0

		む。)			
		映像装置	1 式	5 5 0	2 8 0
映像設備	大型映像表示装置		1 式	7, 7 0 0	3, 8 5 0
	4 面映像表示装置		1 式	1 7, 6 0 0	8, 8 0 0
吊り物	バトン単位		1 本	2 2 0	1 1 0
スポーツ器具	体操用器具		1 式	1 6, 5 0 0	8, 2 5 0
	電光得点表示装置		1 台	5 5 0	2 8 0
	健康・体力診断機器		1 回	2 2 0	1 1 0
	仮設バレーボール用器具		1 式	5 7, 7 5 0	2 8, 8 8 0
	仮設バドミントン用器具		1 式	5 5 0	2 8 0
	バスケットボール用機器		1 式	8 8 0	4 4 0
その他	電源車電源及び引き込み盤		1 式	3, 3 0 0	1, 6 5 0
	催事用特殊電源盤		5 キロワッ トまで	2, 2 0 0	1, 1 0 0
			5 キロワッ トを超える 1 キロワッ トまでごと	5 5 0	2 8 0
	ロールバックチェア		1 台	3, 3 0 0	1, 6 5 0

#### 備考

- 1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。
- 2 大会等の場合で、その他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限

る。)及び興行のために使用するときは、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 大会等の準備のために照明設備、放送設備又は映像設備を使用する場合は、この表に定める額(備考2の適用を受ける場合は、その適用後の額)の30パーセントに相当する額とする。

4 特殊音響装置とともに放送設備を使用する場合は、放送設備の使用料は、無料とする。

## 2 東富山体育館

種別	単位	1回の使用料(円)	超過時間1時間につき(円)
放送装置(マイク及びスタンドを含む。)	1式	550	280

### 備考

1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

2 大会等の場合でその他の催しに使用する時(入場有料の場合に限る。)は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

## 3 2000年体育館

種別	単位	1回の使用料(円)	超過時間1時間につき(円)
放送装置(マイク及びスタンドを含む。)	1式	550	280

### 備考

1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、

2 時間を 1 回とする。

- 2 大会等の場合でその他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限る。）は、この表に定める額の 3 倍に相当する額とする。

#### 4 市民球場

種別		単位	金額（円）
照明設備	アマチュアスポーツに使用するとき	1 時間	33,000
	その他の催しに使用するとき	1 時間	165,000
スコアボード	アマチュアスポーツに使用するとき	1 時間	660
	その他の催しに使用するとき	1 時間	3,300
場内放送設備		1 時間	550
ピッチングマシン		1 時間	550

#### 備考

- 1 照明設備の 2 分の 1 又は 3 分の 1 の部分だけを使用する場合は、この表に定める額にその割合を乗じて得た額とする。
- 2 スコアボードの得点及び判定の部分だけを使用する場合は、この表に定める額の 50 パーセントに相当する額とする。
- 3 スコアボードとともに場内放送設備を使用する場合は、場内放送設備の使用料は、無料とする。
- 4 アマチュアスポーツで練習のために照明設備又はスコアボードを使用する場合は、この表に定める額（備考 1 又は 2 の適用を受ける場合は、その適用後の額。備考 5 において同じ。）の 50 パーセントに相当する額とする。
- 5 大会等の準備のために照明設備又はスコアボードを使用する場合は、この表に定める額の 30 パーセントに相当する額とする。

#### 5 市民プール

種別	単位	1 回の使用料 （円）	超過時間 1 時 間につき（円）
照明設備（50メートルプール）	全灯	6,600	2,200

			2分の 1灯	1,650	550
スポーツ器具	水球用器具		1式	1,100	360
	アーティスティックスイミング用器具		1式	1,100	360
	競泳用器具		1式	2,200	740
その他	放送装置（マイク及び スタンドを含む。）	プール	1式	1,650	550
		研修室	1式	550	280

備考 使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、研修室を使用する場合は、2時間を1回とする。

#### 6 屋内競技場

種別		単位	1回の使用料 (円)	超過時間1時間 につき(円)	
照明設備	屋内グラウンド		全灯	2,200	1,100
			2分の 1灯	1,100	550
放送設備	アリーナ	放送装置（マイク 及びスタンドを含 む。）	1式	1,100	550
	屋内グラウンド				
	多目的ホール	音響装置	1式	550	280

備考

- 1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。
- 2 大会等の場合でその他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限

る。)は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

- 3 大会等の準備のために照明設備又は放送設備を使用する場合は、この表に定める額（備考2の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する額とする。

7 西大沢運動広場

種別	単位	金額（円）	超過時間1時間につき （円）
照明設備	1面2時間	1,100	550

備考

- 1 1面とは、野球又はソフトボールのグラウンド1面をいう。
- 2 大会等の準備のために照明設備を使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

8 大沢野総合運動公園野球場

種別	単位	金額（円）
スコアボード	1時間につき	220

9 大沢野総合運動公園陸上競技場

種別	単位	金額（円）
照明設備	1時間につき	550

10 八尾スポーツアリーナ

種別	単位	1回の使用料 （円）	超過時間1時間 につき（円）
照明設備	メインアリーナ	全灯	1,100
		2分の1灯	550
	サブアリーナ	全灯	550
放送設備	メインアリーナ	1式	550
	サブアリーナ	1式	280
冷暖房設備	会議室1及び2	1室1回	110
	大会議室	1回	170



備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

#### 1.1 婦中体育館

種別	単位	1回の使用料(円)	超過時間1時間につき(円)
放送設備	1式	550	280

備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

#### 1.2 婦中スポーツプラザグラウンド

種別	単位	金額(円)	超過時間1時間につき(円)
照明設備	片面 2時間	1,100	550

#### 1.3 ストリートスポーツパーク

種別	単位	金額(円)
ヘルメット及びプロテクター	大人用	1回 220
	小人用	1回 110
スケートボード	大人用	1回 220
	小人用	1回 110

#### 1.4 山田総合体育センター

種別	単位	1回の使用料(円)	超過時間1時間につき(円)
放送設備	1式	550	280
暖房設備(研修室)	1回	220	110

備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から

15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

1.5 山田総合グラウンド

種別	単位	金額（円）	超過時間1時間につき （円）
照明設備	片面 2時間	1,100	550

1.6 八尾ゆめの森テニスコート

種別	単位	金額（円）	超過時間1時間につき （円）
夜間照明設備	1面 1時間	420	
冷房設備（会議室）	1回	100	30
放送設備	1回	1,050	350

備考 使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで及び、17時から21時までを各1回として算定する。

別表第2（第9条関係）

名称	減免額
富山市総合体育館	条例第8条の規定による使用料の減免の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、入場有料の場合は、第6号に該当するものを除き、減免しない。また、各号の場合において、附属設備の使用料及び冷暖房料は、市長が特に必要と認めるものを除き、減免しない。 (1) 市又は教育委員会が主催するもの 全額 (2) 市又は教育委員会が共催するもの 50パーセント相当額
富山市東富山体育館	
富山市2000年体育館	
富山市民球場	
富山市民プール	
富山市東富山温水プール	
富山市北部プール	
富山市東富山運動広場	
富山市馬場記念公園庭球場	
富山市石坂庭球場	
富山市蜷川庭球場	

富山市五艘庭球場	(3) 市又は教育委員会が後援するもの 20パーセント相当額
富山市呉羽庭球場	
富山市星井町庭球場	(4) 市が公認するアマチュアスポーツ 団体が主催するアマチュアスポーツ の行事 50パーセント相当額
富山市布瀬南公園庭球場	
富山市西番庭球場	
富山市城東ふれあい公園庭球場	(5) 県又は県教育委員会が主催するア マチュアスポーツの行事 30パー セント相当額
富山市東富山運動広場庭球場	
富山市屋内ゲートボール場	
富山市パークゴルフ場	
富山市屋内競技場	(6) 市長が特に必要と認めるもの 別 に定める額
富山市大沢野総合運動公園野球場	
富山市大沢野総合運動公園陸上競技場	
富山市西大沢運動広場	
富山市大山社会体育館	
富山市大山総合体育センター	
富山市大山 B&G 海洋センター体育館	
富山市大山 B&G 海洋センタープール	
富山市大山テニスコート	
富山市八尾スポーツアリーナ	
富山市八尾 B&G 海洋センタープール	
富山市八尾ゆめの森テニスコート	
富山市婦中体育館	
富山市婦中スポーツプラザプール	
富山市婦中スポーツプラザグラウンド	
富山市婦中スポーツプラザテニスコ ート	
富山市婦中武道館	
富山市ストリートスポーツパーク	

富山市山田総合体育センター	
富山市山田総合グラウンド	

様式第1号(第3条関係)

富山市スポーツ施設使用承認申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	氏名(団体の名称)	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 電話

次のとおり富山市スポーツ施設を使用したいので申請します。

使用施設名		使用人数	大人 人 小人 人	
使用目的 (大会名等)				
使用区分	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催し 3 興行			
入場料	1 徴収しない 2 徴収する(内訳 )			
使用場所	使用年月日	使用時間	使用部分	備考
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
冷暖房	1 使用 2 非使用			
附属設備	1 使用 2 非使用			
備考				

承認番号	第 号	使用料又は利用料金の総計	円
使用料又は利用料金	円(減免額 % 円) 減免後の使用料又は利用料金 円		
冷暖房料	円		
受付日	年 月 日	受付施設	
特記事項			

備考

- 1 大会等の場合は、大会等の内容が分かる書面を添えてください。
- 2 太枠の欄のみ記入してください

様式第2号(第4条関係)

富山市スポーツ施設使用承認書

年 月 日

様

次のとおり富山市スポーツ施設の使用を承認します。

承認番号	第 号
使用施設名	
使用年月日	年 月 日
使用時間	
使用目的	
使用場所	
使用人数	人
使用料又は 利用料金	円

様式第3号(第4条関係)

		No.
(施設名)使用券		
利用日時		
_____		まで 有効
種別	¥	

備考 種別は、大人及び小人とする。

		No.
(施設名)器具使用券		
利用日時		
_____		まで 有効
	¥	



様式第4号(第4条関係)

No.
(施設名)回数券
種別 11枚つづり ¥
1 入館・入場時に、この回数券を受付窓口へ指示してください。
2 この回数券購入後は、料金の払戻しはいたしません。
(施設名)回数券
利用日時
_____ まで 有効
種別 ¥

備考 種別は、大人及び小人とする。

様式第5号(第4条関係)

(表)

スポーツ施設年間(1月、3月、6月)使用券

(施設名)

(裏)

※注意事項記載欄

様式第6号(第5条関係)

(表)

スポーツ施設使用カード

(施設名)

(裏)

※注意事項記載欄

様式第7号(第9条関係)

富山市スポーツ施設使用料等減免申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称)	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 (電話)

次のとおり使用料等の減免を受けたいので申請します。

使用施設名			承認番号	第 号
使用目的				
使用場所	使用部分	使用年月日	使用時間	
	面	年 月 日	時～ 時	
	面	年 月 日	時～ 時	
	面	年 月 日	時～ 時	
減免を必要とする理由			※ 減免額	円

備考

- 1 市が共催し、又は後援するものについては、その承認書を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号(第10条関係)

富山市スポーツ施設使用料等還付申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称) ①	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 (電話)

次のとおり使用料等の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

使用施設名			承認番号	第 号
使用目的				
	使用場所	使用部分	使用年月日	使用時間
		面	年 月 日	時～ 時
		面	年 月 日	時～ 時
		面	年 月 日	時～ 時
還付を必要とする理由			※ 還付額	円

備考

- 1 使用料等の領収書を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第9号(第15条関係)

スポーツ施設年間(1月、3月、6月)使用券再交付申請書

年 月 日

(宛先)

住所  
申請者 氏名 ①  
電話番号 ( )

富山市スポーツ施設年間(1月、3月、6月)使用券の再交付を受けたいので、富山市スポーツ施設条例施行規則第15条の規定により、申請します。

使用できる施設名		
使用期間		
登録番号		
使用者	大人・小人	<input type="checkbox"/> 大人 <input type="checkbox"/> 小人
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日
申請の理由		

添付書類 破損し、又は汚損した場合は、当該年間使用券

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第15条関係)

## スポーツ施設使用料等の減免取扱基準

### (趣 旨)

第1条 この基準は、富山市スポーツ施設条例施行規則第9条に規定する使用料等の減免の取扱基準及び事務手続きについて定める。

### (減免対象)

第2条 富山市スポーツ施設条例施行規則の別表第2に規定する減免の対象は、次の事業及び団体等とする。なお、複数の要件に該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(1) 「市又は市教育委員会が主催するもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。

① 市又は市教育委員会が主催者として実施する事業

市又は市教育委員会が主催者として実施する事業及び市又は市教育委員会が他の団体と共に主催して実施する事業並びに市又は市教育委員会が(公財)富山市体育協会や市の小・中学校校長会等への委託により実施する事業についても減免の対象とする。

なお、市立の小学校及び中学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動に使用する場合で、使用日の前日以前に施設使用承認を受けたもの並びに市が国又は県からの委託金により実施する事業については、原則として減免しない。

② 市又は市教育委員会が主体となって設置した実行委員会又は運営委員会が主催者として実施する事業

(2) 「市又は市教育委員会が共催するもの」とは、『富山市及び富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱』の規定に基づき、市又は市教育委員会から共催の承認を受けた事業とする。

(3) 「市又は市教育委員会が後援するもの」とは、『富山市及び富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱』の規定に基づき、市又は市教育委員会から後援の承認を受けた事業とする。

(4) 「市が公認するアマチュアスポーツ団体が主催するアマチュアスポーツ行事」とは、次のとおりとする。

① 市が公認するアマチュアスポーツ団体。

ア. (公財)富山市体育協会及びその加盟団体。

<p>&lt;参考&gt; (公財)富山市体育協会の加盟団体</p> <ul style="list-style-type: none"><li>*富山市を代表する競技団体</li><li>*富山市を代表する健康スポーツ団体</li><li>*富山市の地区及び校下体育団体</li><li>*富山市を代表する学校体育団体(中学校体育連盟、小学校スポーツ推進連盟)</li></ul>
---

イ. (公財)富山市体育協会が主体となって組織する実行委員会又は実施本部。

ウ. 富山市体育指導委員協議会。

エ. 富山市スポーツ少年団本部及び本部に登録されているスポーツ少年団。

オ. とやま女性スポーツの会

カ. スポーツ活動を目的とした市内のNPO法人。



注：県、県教育委員会、県体育協会及びその加盟団体（富山市体育協会は除く）、県高等学校野球連盟並びに県生涯スポーツ協議会及びその加盟団体等は、本項目の該当団体ではない。

- ② アマチュアスポーツ行事。
- ア. 競技会、強化練習会、合同練習会、普及講習会、スポーツ教室等。
- イ. 上記行事を実施するための会議等。
- ウ. 団体の目的を達成するための研修会等。  
(団体の登録者等が行なう大会、練習、会議等は除く。)
- (5) 「県又は県教育委員会が主催するアマチュアスポーツ行事」とは、次のいずれかに該当するものとする。
- ① 県又は県教育委員会が主催者として実施するアマチュアスポーツの行事  
県又は県教育委員会が主催者として実施するアマチュアスポーツの行事及び県又は県教育委員会が他の団体と共に主催して実施するアマチュアスポーツの行事についても減免の対象とする。
- なお、県立の高等学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動に使用する場合で、使用日の前日以前に施設使用承認を受けたものについては、原則として減免しない。
- ② 県又は県教育委員会が主体となって設置した実行委員会又は運営委員会が主催者として実施するアマチュアスポーツの行事  
注：アマチュアスポーツ行事は、(4) ②の行事とする。
- (6) 「市長が特に必要と認めるもの」とは、『高齢者等の市営スポーツ施設減免要綱』及び『学校週5日制に伴う社会教育施設無料化実施要領』に定めるもののほか、次のものとする。
- ① 前記(1)～(5)以外の団体及び事業で、市長が特に必要と認めるもの。
- ア. 市立学校未設置校が市民プール等を利用
- イ. 富山サンダーバーズ及び富山グラウジーズ、カターレ富山の利用
- ウ. スポーツ合宿を行う県外チームの利用  
注：市観光振興課の交付決定を受けたスポーツ合宿が対象
- エ. その他、市長が特に認めるもの
- ② 前記(1)～(5)に掲げるもので、規定と異なる減免額について、市長が特に必要と認めるもの。
- ③ 附属設備の使用料及び冷暖房料について、市長が特に必要と認めるもの。

#### (減免手続)

第3条 減免の承認を行う場合の手続きについては、次に掲げる手続きに基づいて、関係書類等の確認を行い、適切に処理するものとする。

- (1) 市又は市教育委員会が主催するもの
- ① 事業を主催する担当部局の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ② 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ③ 学校施設の改築等に伴い、授業のために施設を使用する場合については、前記①②にかか

わらず、別途起案により対応するものとする。

- ④ 市立の小学校及び中学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動にあつては、一般利用者を優先すべく社会体育施設であることから当日に使用承認を受けて使用する場合に限り、減免するものであり、その手続きについては前記②によるものとする。

(2) 市又は市教育委員会が共催するもの

- ① 後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱に基づく、共催の承認を受けていることを確認する。
- ② 申請者の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ③ 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ④ 当該事業が規定と異なる減免額を要する場合は、「市長が特に必要と認めるもの」として、別途決裁により対処するものとする。

(3) 市又は市教育委員会が後援するもの

- ① 後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱に基づく、後援の承認を受けていることを確認する。
- ② 申請者の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ③ 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ④ 当該事業が規定と異なる減免額を要する場合は、「市長が特に必要と認めるもの」として、別途決裁により対処するものとする。

(4) 市が公認するアマチュアスポーツ団体が主催するアマチュアスポーツ行事

- ① 申請団体が、第2条で定める減免の対象団体であることを確認する。
- ② 申請団体の「事業実施要項」等により、第2条で定める減免の対象事業であることを確認する。
- ③ 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ④ 当該事業が規定と異なる減免額を要する場合は、「市長が特に必要と認めるもの」として、別途決裁により対処するものとする。

(5) 県又は県教育委員会が主催するアマチュアスポーツ行事

- ① 事業を主催する担当部局の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ② 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ③ 学校施設の改築等に伴い、授業のために施設を使用する場合については、前記①②にかかわらず、別途起案により対応するものとする。
- ④ 県立の高等学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動にあつては、一般利用者を優先すべく社会体育施設であることから当日に使用承認を受けて使用する場合に限り、減免するものであり、その手続きについては前記②によるものとする。

(6) 市長が特に必要と定めるもの

- ① 市長が特に必要と定めるもののうち、高齢者等減免要綱及び学校週5日制に伴う社会教育施設無料化実施要領に定めるものについては、当該要綱等の定めるところにより処理するものとする。
- ② 個別に起案・決裁を受けたものについては、富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する所定の手続きを経て、承認を行うものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

## 別紙4

### 高齢者等の市営スポーツ施設減免要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、富山市スポーツ施設条例第8条及び富山市富山南総合公園文化体育施設条例第7条の規定に基づき、高齢者及び障害者に対し市営スポーツ施設の使用料を減免することにより、積極的な社会参加と健康づくり、生きがいを進めることを目的とする。

#### (対象施設)

第2条 この要綱により減免の対象とする市営スポーツ施設及び種別(以下「施設等」という。)は、別表第1のとおりとする。

#### (対象者)

第3条 この要綱により減免の対象とする者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳法により本市の住民票に記載されている70歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 第2号から第4号に定める者の介助又は付き添いをする者。
- (6) おでかけ定期券又はシルバーパスカを持っている者

#### (対象使用形態)

第4条 この要綱により減免の対象とする使用形態は、次に掲げるとおりとする。ただし、前条第1号及び第6号に掲げる者にあつては、第1号に該当するときのみを対象とする。

- (1) 施設等を専用使用せず、個人使用するとき。
- (2) 施設等を専用使用せず、団体(20人以上)使用するとき。
- (3) 施設等を専用使用するとき。

#### (減免割合等)

第5条 減免する割合等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第6号に定める者にあつては、大人の使用料の50%とする。
- (2) 同条第2号から第5号に定める者にあつては、全額とする。

#### (手続き等)

第6条 この要綱により減免を受けようとするものは、各施設へ入場する際に受付において次の方法による手続きを行うものとする。

- (1) 第3条第1号に定める者にあつては、年齢及び住所が確認できるものの提示
- (2) 同条第2号から第4号に定める者にあつては、手帳の提示
- (3) 同条第5号に定める者にあつては、同条第2号から第4号に定める者が有する手帳の提示
- (4) 同条第6号に定める者にあつては、定期券又はカードの提示

2 前項の手続きを行うことにより、富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項及び富山市富山南総合公園文化体育施設条例施行規則第7条第4項に定める申請があつたものとみなす。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設名	種別
・総合体育館	第1アリーナ・第2アリーナ・卓球練習場・ランニングコース・体操練習場・弓道練習場・ボクシング室・フィットネスルーム、軽運動室・研修室
・体育文化センター	メインアリーナ・サブアリーナ・研修室
・東富山体育館	アリーナ
・2000年体育館	アリーナ
・市民プール	25mプール・50mプール・フィットネスルーム・研修室・多目的ホール
・市民球場	グラウンド・サブグラウンド・屋内練習場・フィットネスルーム・小研修室・大研修室
・東富山温水プール	
・屋内ゲートボール場	
・パークゴルフ場	
・屋内競技場	アリーナ・ランニングコース・屋内グラウンド 会議室・多目的ホール
・大沢野総合運動公園野球場	
・大沢野総合運動公園陸上競技場	
・大山社会体育館	アリーナ・エアロビクススタジオ
・大山総合体育センター	柔道場・剣道場・トレーニングルーム
・大山B&G海洋センター体育館	アリーナ
・八尾スポーツアリーナ	メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングルーム・会議室・大会議室
・八尾B&G海洋センタープール	
・婦中体育館	アリーナ・卓球室・柔道室・剣道室・トレーニングルーム・会議室
・婦中スポーツプラザプール	
・婦中武道館	
・ストリートスポーツパーク	スケートゾーン・ボルダリングゾーン・ダンスゾーン
・山田総合体育センター	大アリーナ・柔道場・剣道場・研修室・児童体育室

備考 総合体育館の研修室、体育文化センターの研修室、市民プールの研修室及び多目的ホール、市民球場のグラウンド、サブグラウンド、屋内練習場、小研修室及び大研修室、屋内競技場の会議室及び多目的ホール、大沢野総合運動公園野球場、八尾スポーツアリーナの会議室及び大会議室、婦中体育館の会議室、ストリートスポーツパークのダンスゾーン、山田総合体育センターの研修室及び児童体育室については、スポーツ活動を目的とした専用使用をするときに限り、減免の対象とする。

## 別紙5

### 学校週5日制によるスポーツ施設無料化実施要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、学校週5日制が定着した中、より多くの子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実を図り、健康増進や体力向上につながるようスポーツの習慣化を目指すことを目的として、小中学生に対する休日のスポーツ施設無料化を実施するものとする。

#### (対象施設及び無料となる時間等)

第2条 無料化を実施するスポーツ施設（以下「施設」という。）および使用時間等については、別表第1のとおりとし、利用日につき1施設1回を上限とする。

#### (対象者)

第3条 すべての小学校、中学校及び特殊教育諸学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒（未就学児が有料の施設にあっては、未就学児を含む。以下「小・中学生等」という。）で、かつ個人にて施設を利用する者を対象とする。

#### (実施日等)

第4条 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（振替休日を含む）とする。ただし、午後5時以降の利用については、保護者等との同伴の場合に限る。

#### (実施方法等)

第5条 対象施設における実施方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の確認は、施設の窓口において身分証等により小・中学生等であることを確認するものとする。
- (2) 施設管理者は、管理施設における対象者の利用状況を把握し、翌月にスポーツ健康課に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要領は、平成30年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、現に改正前の学校週5日制によるスポーツ施設無料化実施要領の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

	施設名	時間等
・総合体育館	(第1アリーナ・第2アリーナ・卓球練習場・ランニングコース) (フィットネスルーム *中学生のみ使用可)	2時間
・体育文化センター	(メインアリーナ・サブアリーナ)	2時間
・東富山体育館		2時間
・2000年体育館		2時間
・市民プール	(25mプール・幼児用プール *未就学児を含む) (50mプール・フィットネスルーム *中学生のみ使用可)	2時間
・市民球場	(フィットネスルーム *中学生のみ使用可)	2時間
・東富山温水プール	(*未就学児を含む)	2時間
・馬場記念公園庭球場		2時間
・五艘庭球場		2時間
・石坂庭球場		2時間
・布瀬南公園庭球場		2時間
・蛭川庭球場		2時間
・呉羽庭球場		2時間
・西番庭球場		2時間
・城東ふれあい公園庭球場		2時間
・星井町庭球場		2時間
・東富山運動広場庭球場		2時間
・富山南総合公園内庭球場		2時間
・屋内ゲートボール場	(*未就学児含む)	3時間
・パークゴルフ場	(*未就学児含む)	1ラウンド
・屋内競技場	(アリーナ・ランニングコース・多目的ホール) (屋内グラウンド)	2時間
・大沢野総合運動公園陸上競技場		2時間
・大山社会体育館	(アリーナ・スタジオ)	2時間
・大山総合体育センター	(柔剣道場) (トレーニングルーム *中学生のみ使用可)	2時間
・大山テニスコート		2時間
・大山B&G海洋センター体育館		2時間
・八尾スポーツアリーナ	(アリーナ) (トレーニングルーム *中学生のみ使用可)	2時間
・八尾B&G海洋センタープール	(*未就学児を含む)	2時間
・八尾ゆめの森テニスコート		1時間
・婦中体育館	(アリーナ・卓球場・柔道室・剣道室) (トレーニングルーム *中学生のみ使用可)	2時間
・婦中スポーツプラザプール		2時間



・婦中スポーツプラザテニスコート		2時間
・ストリートスポーツパーク	(スケートゾーン)	1回
	(ボルダリングゾーン)	2時間
・婦中武道館	(*未就学児を含む)	2時間
・山田総合体育センター		2時間